お宅の屋根・外壁等が狙われています!

「点検商法」に注意!

~狙われるのは高齢者です~

架空の業者名を使い勧誘する悪質な事業者が、県内で確認されています

相

● 「近所のお宅の屋根を修繕していたところ、お宅の屋根が壊れているのが見えた」と、突然業者が訪問してきた。せっかくなので修理を依頼したが、具体的な金額も聞いておらず、契約書ももらっていない。修理後、高額請求を受けた。

車

談

● 「壁がひび割れている」と突然業者が訪問してきた。修理を頼んだが、ずさんな工事に不満。後日、領収書に記載された事業者の電話番号に架電したが、使われていない電話番号だった。

例



契約は慎重に!

不安を感じたら、

消費生活センターに相談しましょう。 契約前の相談も受け付けています。

強引な勧誘で恐怖を感じたら、迷わず警察に電話 しましょう。



(消費者庁イラスト集より)

もしも、突然の訪問を受けたら…

- 一、「格安で点検する」などと訪問してくる業者には応対しない
- 二、一人で対応しない
- 三、せかされても、その場で契約しない
- 四、契約する場合には、複数業者から見積もりを取る

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先:消費者ホットライン 188(いやや!)(局番無し3ヶタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう!